

平成31年（2019年）1月24日

鑑定意見書

「津軽海峡に面する大間原発の地政的特性とテロ攻撃等の危険性について」

半田 滋

（東京新聞論説兼編集委員、獨協大学非常勤講師、法政大学兼任講師）

## 目次

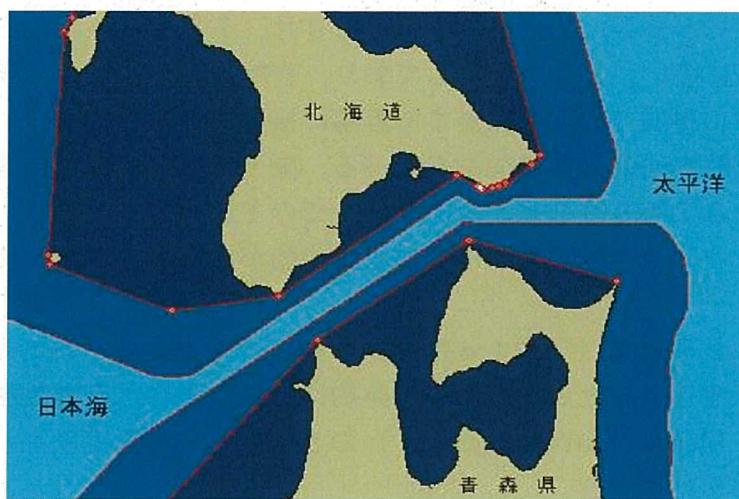
1 大間原発の特徴 .....	2
① 津軽海峡の特定海峡から極めて近い .....	2
② 津軽海峡を通過する軍艦、領海侵入する軍艦 .....	4
③ 特定海峡には主権が及ばない .....	6
2 日本政府の安全管理 .....	8
3 日本政府の原発警護の考え方 .....	9
① 政府の対応－原発警護の任務がない自衛隊 .....	9
② 警察の対応－小火器で懸命に応戦 .....	10
③ 海上保安庁の対応－海域監視に漏れはないか .....	12
④ 自衛隊の対応 .....	14
4 大間原発に対する攻撃 .....	16
① 北朝鮮の脅威 .....	17
② 韓国を攻撃した北朝鮮 .....	18
③ 米国と北朝鮮による武力衝突 .....	19
④ 巻き込まれる日本 .....	20
⑤ 予測不能のトランプ氏 .....	21
5 大間原発に対し、どのような攻撃があるのか .....	24
① 特殊部隊による攻撃 .....	24
ア 韓国で起きた江陵（カンヌン）事件 .....	24
イ 日本では拉致事件が起きている .....	27
② 弾道ミサイルによる攻撃 .....	29
ア 防衛省が認定した「数百発の弾道ミサイル」 .....	29
イ 絵空事ではないミサイル攻撃 .....	33
③ なぜ大間原発が狙われるのか .....	36
6 まとめ .....	36
① 大間原発の地政的特性による危険性 .....	36
② 不可避の被害 .....	37

## 1 大間原発の特徴

### ① 津軽海峡の特定海峡から極めて近い

大間原発は下北半島の北端にある大間町に位置している。大間原発が面する津軽海峡のうち、公海の部分は青森県側で190キロメートル、北海道側で長さ148キロメートルとなり、公海の幅は8.3キロメートルである。

津軽海峡の公海は「領海及び接続水域に関する法律」（以下領海法という）附則第2項に規定する「特定海域」であり、特定海域に隣接する領海は、基線から3海里（約5.6キロメートル）と定められている。



薄い青が公海、二番目に濃い青が領海=海上保安庁資料より

この特定海域は、国連海洋法条約（以下海洋法という）に定められた「国際航行に使用されている海峡」、すなわち「国際海峡」ではない。海洋法に従つて北海道側と青森県側からのそれぞれ12海里（約22キロメートル）を領海とすれば、その領海の中に国際海峡を設定することもできる。

津軽海峡の領海を3海里とし、あえて公海を残した理由について、複数の元外務事務次官は米軍の核兵器搭載艦による領海への核兵器持ち込みを政治問題化させないためだったと証言している。<sup>1</sup>

領海が12海里では公海部分が消滅し、津軽海峡はすべて領海となるため、核兵器が日本領海を通過することになる。核兵器を「作らず、持たず、持ち込ませず」をうたった非核三原則への抵触を非難されることを恐れた政府は、公海部分を意図的に残して核通過を優先し、今日まで領海の幅を制限してきた。

津軽海峡に公海を残し、特定海域とした結果、特定海域に接していない地域の領海が12海里（約22キロメートル）であるのと比べ、特定海域に接した領海の幅

<sup>1</sup> 2009年6月22日北海道新聞朝刊、核艦船通過へ公海残す＊宗谷、津軽など5海峡＊持ち込み論議回避＊77年領海法＊日米密約背景に

は4分の1ほど狭くなっている。このため津軽海峡の特定海域から青森県側また北海道側の陸地へ艦船が接近するまでの時間も4分の1程度短いことになる。

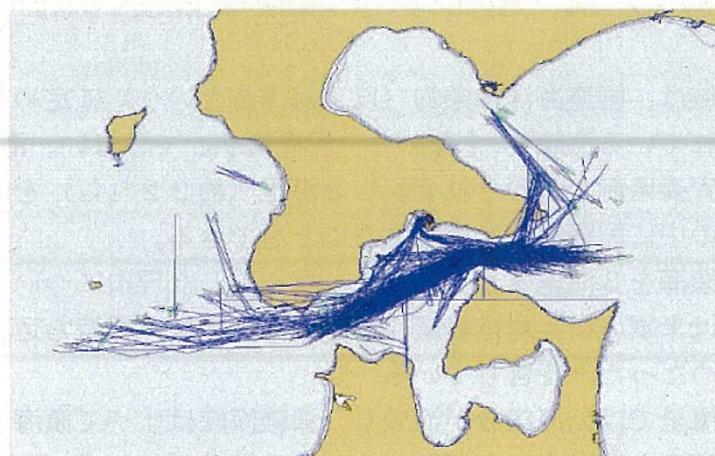
例えば、津軽海峡の特定海域を航行する艦船が進路を変更し、大間原発へと向かった場合、時速10ノットで1時間強、20ノットなら30分弱で到達する。大間原発は津軽海峡の特定海域から接近しやすい場所にあるという特性がある。

海上保安庁が作成した「日本沿岸安全航行用資料」によると、津軽海峡は4月から8月までが霧期にあたり、最盛期は6月、7月となっている。「濃霧は7、8月に特に多い」と注意を促しており、夜陰ばかりでなく、津軽海峡の霧を利用すれば、昼間でも大間原発まで容易に接近できる。<sup>2</sup>

次に津軽海峡を通過する船舶数を調べる。国土交通省の国土技術政策総合研究所は「2007年3月2日から同8日までの1週間で245隻」と公表している。内訳はコンテナ船が37隻、一般貨物船が35隻、バルク船が41隻だった。<sup>3</sup>

AISとは2002（平成14）年、テロリズムへの対処のため、国際海事機関によって改正された海上人命安全条約に盛り込まれた自動船舶識別装置

(Automatic Identification System) のことで、一定規模以上の船舶への設置が義務づけられている。



津軽海峡を航行するAIS搭載船舶=国土交通省国土技術政策総合研究所資料より

<sup>2</sup> 日本沿岸安全航行用資料

<https://www.kaiho.mlit.go.jp/syousai/soshiki/toudai/navigation-safety/pdf/jap.pdf>

<sup>3</sup> 「AISデータの港湾整備への活用に関する研究」

<http://www.nilim.go.jp/lab/bcg/siryou/tnn/tnn0420.htm>

AISの航路図をみると、津軽海峡の特定海域を1週間で245隻も通過している。しかも1週間で245隻という隻数は1日に換算すると35隻にもなる。この中にはAIS搭載義務を負わない小型の漁船は含まれていない。

津軽海峡の特定海域から大間町までの領海はわずか5.6キロと狭い<sup>4</sup>うえ、領海への外国船舶による侵入は、無害である限り、海洋法19条1項で容認されている。<sup>5</sup>

もちろん、武力による威嚇または武力の行使など沿岸国の平和、秩序または安全を害する行為などは海洋法19条2項によって有害とされるが、テロ攻撃などの目的でひそかに航路を変更し、大間原発に接近しようとすれば、前述の通り、1時間前後のうちに陸地まで接近することができる。<sup>6</sup>

日本の国内法には、外国船舶の通航の無害性と有害性を明確に概念づけた法令が存在しない。例えば漁船を装いながら漁具を持たない外国船舶の場合、海洋法19条2項の無害でない通航との推定が容易であっても、無害・有害を規定する根拠法がないことから、十分な対応ができない。<sup>6</sup>

このように非核三原則を政治問題化させないという政府の方針により、津軽海峡は領海が3海里と狭くなり、数多くの外国船舶が通過する津軽海峡から大間原発までの速やかな接近が可能となっている。国策が招いた陥穀といえる。

## ② 津軽海峡を通過する軍艦、領海侵入する軍艦

「平成27年版 防衛白書」は「わが国周辺海域における最近の主な中国の活動」の中で、「2008年10月、ソブレメンヌイ級駆逐艦など4隻が津軽海峡を通過後太平洋を南下してわが国を周回」と記した。

また「平成28年版 防衛白書」は、「2016年2月、ルフ級駆逐艦など4隻が津軽海峡を通過」と記している。

防衛省統合幕僚監部は2017（平成29）年7月2日、以下を特異事例として発表した。

「7月2日（日）午前10時40分頃、海上自衛隊第4航空群所属『P-

<sup>4</sup> 国連海洋法条約第19条、1. 通航は、沿岸国の平和、秩序又は安全を害しない限り、無害とされる。無害通航は、この条約及び国際法の他の規則に従って行わなければならない

<sup>5</sup> 国連海洋法条約第19条、2. 外国船舶の通航は、当該外国船舶が領海において次の活動のいずれかに従事する場合には、沿岸国の平和、秩序又は安全を害するものとされる  
(a) 武力による威嚇又は武力の行使であって、沿岸国の主権、領土保全若しくは政治的独立に対するもの又はその他の国際連合憲章に規定する国際法の諸原則に違反する方法によるもの、(b) 略、(c) 沿岸国の防衛又は安全を害することとなるような情報の収集を目的とする行為、(d)～(i)略、(j) 調査活動又は測量活動の実施、(k) (l) 略

<sup>6</sup> 2014年9月「海洋政策研究」特別号、第1章 日本と国際海峡－特定海域の問題を中心に

1』(厚木)が、津軽海峡を東航中の中国海軍ドンディアオ級情報収集艦1隻が小島(北海道松前町)南西の我が国の領海に入域するのを確認しました。

同日午後0時10分頃、当該情報収集艦は小島の南東の我が国の領海から出域し、その後、津軽海峡を東航し太平洋に進出したことを『P-1』及び第45掃海隊所属掃海艇『いづしま』(函館)が確認しました。』



領海侵入した中国軍の情報収集艦=統合幕僚監部のホームページより

中国の情報収集艦が1時間30分にわたり、日本の領海に侵入したというのである。中国海軍艦艇による領海侵入はこれで3回目。過去2回は南西諸島方面であり、津軽海峡ではこのときが初めてだった。

情報収集艦は、軍事で使用する無線の周波数など電子情報の収集を任務とする。領海における軍事情報の収集は海洋法19条2項(c)(j)に該当し、同法で認められた無害通航から逸脱する。しかし、情報収集艦は電波を発信することなく、いわば「受け身」で電子情報を収集するだけなので実際には軍事行動をとっているのか否かわからない。

上記の事例でも日本政府は無害通航かどうかを確認できず、海上自衛隊に治安維持を命じる海上警備行動を発令しなかった。外務省は日本の秩序や安全を脅かすものかどうか定かではないとして、東京の中国大使館に対して「関心の表明」を行うにとどまり、北京の日本大使館から中国外務省へも同様の表明を行うにとどまった。

このように特定海域から領海へと侵入し、日本政府が具体的に対処できない事例が現実に存在する。

例えば、津軽海峡を通過したソブレメンヌイ級駆逐艦が大間原発を攻撃したとすれば、どのような被害が発生するだろうか。

ソブレメンヌイ級駆逐艦の武装は対潜水艦戦、対防空戦、対水上艦戦を目的に装備されているが、地上の建造物などを目標とした攻撃に使用することもできる。130ミリ連装速射砲は最大射程29.5キロメートルであり、津軽海峡の特定海域から発射すれば、大間原発まで砲弾が到達する。領海に接近もしくは領海に

侵入して発射すれば、より正確な射撃が可能となる。

1分間に900発の砲弾を撃ち込むことのできる130ミリ連装速射砲の性能をもってすれば、建物に特段の防護措置が施されていない使用済み燃料プールなどの破壊は、それほど困難ではない。

### ③ 特定海峡には主権が及ばない

2015（平成27）年2月13日、緒方林太郎衆院議員は「国際海峡に関する質問主意書」の中で、わが国が特定海域としている宗谷海峡、津軽海峡、対馬海峡東水道、対馬海峡西水道、大隅海峡について、「これら五海峡には公海部分が存在しており、当該部分は日本の主権が及んでいないとの理解でよいのか」と政府に質問した。<sup>7</sup>

これに対し、政府は同月24日、安倍晋三内閣総理大臣名で「お尋ねの『公海部分』及び『日本の主権が及んでいない』の意味するところが必ずしも明らかではないが、我が国の国内法上、特定海域に係る領海は、領海法附則第2項において、『基線からその外側3海里の線及びこれと接続して引かれる線までの海域』であると定められている」と答弁した。<sup>8</sup>

領海法には特定海域が領海か否かを明記した条文はないものの、政府は領海法附則第2項「基線から3海里までが領海である」を引用して答弁したこと、「特定海域は領海ではない」と示唆した。我が国の領海でなく、公海であれば当然、我が国の主権は及ばない。

すでに見てきた通り、外国の軍艦であれ、民間船舶であれ、領海を無害通航する限り、海上保安庁などの警察機関の取り締まり対象とはならない。

ただ、海洋法20条「潜水船その他の水中航行機器」は「領海においては、海面上を航行し、かつ、その旗を掲げなければならない」と定めており、潜水艦は領海内では浮上して国旗を掲げる義務を負う。

その一方で上記の政府答弁が示す通り、特定海域は領海ではないので潜水艦は潜水したまま、特定海域を航行することができる。

潜水艦は文字通り、潜水して航行することを通常の行動とする。潜水して航行すれば、交戦相手から発見されにくくなり、隠密行動が可能となる。この特性を利用した潜水艦による魚雷攻撃は第2次世界大戦でドイツ、米国などによって多用され、交戦相手国から恐れられた。

<sup>7</sup>国際海峡に関する質問主意書

[http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb\\_shitsumon.nsf/html/shitsumon/a189070.htm](http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_shitsumon.nsf/html/shitsumon/a189070.htm)

<sup>8</sup>衆議院議員緒方林太郎君提出国際海峡に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

[http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb\\_shitsumon.nsf/html/shitsumon/b189070.htm](http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_shitsumon.nsf/html/shitsumon/b189070.htm)

核兵器が開発された現在では、中国、フランス、ロシア、英国、米国の5カ国が核兵器である潜水艦発射弾道ミサイルを搭載した原子力潜水艦を保有し、核戦争が勃発した際には報復する機能を持つことから「核戦争の抑止力」として機能している。

非核3原則により、核兵器を保有しない我が国は、米国との間で日米安全保障条約を締結し、米国の「核の傘の下」にいる。良好な日米関係の維持および我が国安全保障上などの理由から、同盟国・友好国以外の潜水艦の動向を注視する必要があり、もっぱら海上自衛隊が潜水艦探知に努めてきた。

探知の方法は、潜水艦が発するスクリュー音、エンジン音など潜水艦ごとに異なる「音紋（おんもん）」と呼ばれるデータを水中固定聴音器で収集することから始まる。海上自衛隊は海峡などに設置した水中固定聴音器の上を潜水して通過する潜水艦の「音紋」の収集に努めてきた。

主要海峡のうち、津軽海峡、対馬海峡の2カ所に水中固定聴音器が設置されている事実は、1976（昭和51）年7月15日の参院内閣委員会で岩間正男参院議員（当時）が「宗谷、津軽、対馬の3海峡に固定聴音機の群列または長距離用水中固定監視システム、これを設けていますね」との質問に対し、丸山昂防衛庁防衛局長（当時）が「三海峡ではありません、正確に申し上げますと津軽と対馬の二海峡でございます」と明言している。<sup>9</sup>

津軽海峡で水中固定聴音器が収集した「音紋」は、北海道側にある海上自衛隊の松前警備所、松前警備所白神支所、また青森県側にある竜飛警備所で集約され、神奈川県横須賀市にある海上自衛隊対潜水艦戦センターで分析、集積される。こうした得た潜水艦情報は上空から警戒・監視を行うP3C哨戒機に伝えられ、場合によっては上空からの潜水艦追尾が行われる。

ただし、P3C哨戒機は24時間同じ海域に張りつくようにして飛んでいるわけではない。海上自衛隊の主要機関「自衛艦隊」のウェブサイトに「自衛艦隊は、1日に1回を基準として哨戒機（P-3C）により、北海道の周辺海域、日本海と東シナ海を航行する船舶などの状況を監視しています」とあり、1地点につき、1日1回の監視飛行を行っているにすぎない。

これは津軽海峡の特定海域を潜水航行する潜水艦が潜水したまま領海に入り込み、海岸近くに浮上して、大間原発の破壊工作を目的とした工作員を送り込んだとしても、自衛隊が未然防止できる態勢とはなっていないことを示している。

陸上にある大間原発への海からの接近は容易なのである。事実、韓国では北

<sup>9</sup> 国会会議録検索システム、[http://kokkai.ndl.go.jp/cgi-bin/KENSAKU/swk\\_dispdoc.cgi?SESSION=45289&SAVED\\_\\_RID=1&PAGE=0&POS=0&TOTAL=0&SRV\\_ID=4&DOC\\_ID=9539&DPAGE=1&DTOTAL=1&DPOS=1&SORT\\_DIR=1&SORT\\_TYPE=0&MODE=1&DMY=4548](http://kokkai.ndl.go.jp/cgi-bin/KENSAKU/swk_dispdoc.cgi?SESSION=45289&SAVED__RID=1&PAGE=0&POS=0&TOTAL=0&SRV_ID=4&DOC_ID=9539&DPAGE=1&DTOTAL=1&DPOS=1&SORT_DIR=1&SORT_TYPE=0&MODE=1&DMY=4548)

朝鮮の潜水艦が韓国沿岸の領海で座礁し、工作員らが韓国の山中に逃亡して4日間にわたり、韓国軍との間で銃撃戦を行った事件が発生している。

この事件については、後述するが、津軽海峡に設定された特定海域は、工作員などの潜入に絶好の機会を与えていたといわざるを得ない。

## 2 日本国政府の安全管理

「原発へのテロ攻撃は起こり得る」

政府の国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部は2011（平成23）年1月14日「原子力発電所等に対するテロの未然防止対策の強化について」（以下文書という）を策定した。<sup>10</sup>

福島第一原発の事故を受けての措置であり、文書は「福島第一原子力発電所事故は、全電源の喪失、原子炉の冷却機能の喪失、使用済み燃料プールの冷却機能の喪失等により原子炉が管理不能の状態に陥った場合の被害の甚大さ等を如実に示すとともに、原子力施設の脆弱性を露呈することとなった」と記し、①全電源の喪失、②冷却機能の喪失、③使用済み燃料プールの冷却機能の喪失、の3点によって甚大な被害が発生するとし、原発の脆弱性を認めている。

続いて、文書は「原子力発電所等へのテロ行為により国民生活及び社会経済に甚大な被害を与える事態を引き起こすことができる改めて印象付けた」と同様の被害はテロ攻撃でも起こりうることを率直に認めている。

文書はテロ対策の措置として、「テロの標的となり得る施設を防護するため必要な人的体制の充実、施設・設備・装備資機材等の整備拡充、テロ発生時の対応マニュアルの見直し等防護措置を強化させる」とし、具体的には「内閣官房、原子力安全・保安院、警察庁、海上保安庁、防衛省等関係省庁は、テロ発生時の対応手順や役割を再確認するとともに、実践的な共同訓練の実施等において引き続き連携を強化するものとする」と定めている。

すなわち、政府は「テロ攻撃は起こりうる」と判断したうえで、整備の拡充、防護措置、テロ発生時の対応手順、訓練について、いずれも強化するよう求めている。しかし、攻撃する側の能力が防御態勢を上回れば、いかなる準備も水泡に帰すことはいうまでもない。

<sup>10</sup> 「原子力発電所等に対するテロの未然防止対策の強化について」

<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/sosikihanzai/111114honbun.pdf#search=%27%E5%8E%9F%E5%AD%90%E5%8A%9B%E7%99%BA%E9%9B%BB%E6%89%80%E7%AD%89%E3%81%AB%E5%AF%BE%E3%81%99%E3%82%8B%E3%83%86%E3%83%AD%E3%81%AE%E6%9C%AA%E7%84%B6%E9%98%B2%E6%AD%A2%E5%AF%BE%E7%AD%96%E3%81%AE%E5%BC%B7%E5%8C%96%E3%81%AB%E3%81%A4%E3%81%84%E3%81%A6%27>

### 3 日本政府の原発警護の考え方

#### ① 政府の対応—原発警護の任務がない自衛隊

政府の危機管理のあり方は過去に経験した国内外の事件や災害を教訓として段階的に整備されてきている。

政府は、1995（平成7）年の阪神・淡路大震災や地下鉄サリン事件の発生を受けて、内閣危機管理監を置いた。対応するのは①大規模自然災害、②重大事故、③重大事件、④武力攻撃事態、⑤その他、となっている。

福島第一原発の事故のような自然災害による原発事故や、原発に対するテロ攻撃は、②③もしくは④に含まれる。

例えば、原発に対するテロ攻撃が発生した場合、現地の警察や原発事業者からの第一報は内閣情報集約センターに入る。同センターからは危機管理担当の内閣副官房長官補のもとにある官邸危機管理センターおよび危機管理監に速報として伝えられる。

そして危機管理監、内閣副官房長官補、危機管理審議官の3名が必要と判断した場合、官邸対策室が設置される。官邸対策室の構成員は危機管理監、3副官房長官補、広報官、情報官、総務官、危機管理審議官らであり、関係省庁からは局長などや連絡要員が派遣される。

また2013（平成25）年12月には、内閣に安全保障に関する重要事項を審議する国家安全保障会議が設置され、同会議の事務局である国家安全保障局が設置された。

危機管理と国家安全保障は密接に関わるため、危機管理監、内閣副官房長官補らと国家安全保障局は連携して業務を行っている。

このように政府の危機管理体制は整っている。したがって各地の警察を動員して対応措置を取るよう命じることは難しくない。

問題は、原発に対する攻撃が警察で対処できるレベルにとどまるとは限らないことである。

警察では対処できないロケット砲や迫撃砲、重機関銃といった重火器を伴う攻撃にさらされた場合、首相は自衛隊に対して治安出動を命じることができる。<sup>11</sup>

だが、治安出動には「間接侵略その他の緊急事態」がすでに発生し、警察による対応が困難であることが明白になり、最後の安全弁として自衛隊を活用するという段階を経る必要がある。そして治安出動を命じるには、国家安全保障

<sup>11</sup>自衛隊法（命令による治安出動）第78条 内閣総理大臣は、間接侵略その他の緊急事態に際して、一般の警察力をもつては、治安を維持することができないと認められる場合には、自衛隊の全部又は一部の出動を命ずることができる。

会議を経て、臨時閣議を開催し、閣議決定を得る必要がある。この間にも原発への攻撃は続くと考えられるから、治安出動に踏み切ったとしても遅きに失する場合がある。

原発攻撃が起きてから、自衛隊が駆けつけても間に合わないのだとすれば、最初から自衛隊に原発警備を命じておけばよいのかもしれない。

実際、政府は2001年の「9.11米同時多発テロ」の発生を受けて、テロ対策特別措置法案が国会で審議された際、自衛隊による重要施設の警護を検討した。しかし、当時の自民党や警察庁から「治安維持を担うのは警察の役割である」との強い反発が出て、自衛隊による原発警備は見送られ、自衛隊による警護は自衛隊の施設および米軍基地にとどまることになった。<sup>12</sup>

この結果、現在に至るまで自衛隊による原発の警護は行われていない。行政機構としての危機管理体制がいかに整っていても、自衛隊の活用という面で、我が国の政策は「不備」というほかない。

現状をみると、原発の警護は、一義的には原発事業者に委ねられ、いずれの原発事業者も警備保障会社いわゆる民間ガードマンに警護を依存している。

しかし、我が国における民間ガードマンは、武装しておらず、原発警備といえども例外ではない。いずれの原発も不審者の侵入を監視するテレビカメラ、センサーなどの装置を採用しているものの、武装したテロリストや特殊部隊に対する対応では無力である。

このため、起こりうる原発攻撃への初動対処は、行政の判断のみで対処できる警察、海上保安庁という二つの行政機関による対処を期待するほかないのである。

## ② 警察の対応—小火器で懸命に応戦

警察庁は2013（平成25年）3月、「警備情勢を顧みて」、副題「平成24年 特集『原子力発電所をめぐる警備情勢』 回顧と展望」（以下警察文書という）と題する文書を発表した。<sup>13</sup>

この中で「原子力関連施設に対するテロが発生した場合には、国民の生命・

<sup>12</sup> 2001年10月13日読売新聞朝刊、検証・自衛隊法改正めぐり二転三転 与党、防衛、警察が駆け引き

<sup>13</sup> 「警備情勢を顧みて」

[https://www.npa.go.jp/archive/keibi/syouten/syouten282/pdf/99\\_all.pdf#search=%E5%B9%B3%E6%88%90%EF%BC%92%EF%BC%94%E5%B9%B4+%E7%89%B9%E9%9B%86%E3%80%8E%E5%8E%9F%E5%AD%90%E5%8A%9B%E7%99%BA%E9%9B%BB%E6%89%80%E3%82%92%E3%82%81%E3%81%90%E3%82%8B%E8%AD%A6%E5%82%99%E6%83%85%E5%8B%A2%E3%80%8F+%E5%9B%9E%E9%A1%A7%E3%81%A8%E5%B1%95%E6%9C%9B%27](https://www.npa.go.jp/archive/keibi/syouten/syouten282/pdf/99_all.pdf#search=%E5%B9%B3%E6%88%90%EF%BC%92%EF%BC%94%E5%B9%B4+%E7%89%B9%E9%9B%86%E3%80%8E%E5%8E%9F%E5%AD%90%E5%8A%9B%E7%99%BA%E9%9B%BB%E6%89%80%E3%82%92%E3%82%81%E3%81%90%E3%82%8B%E8%AD%A6%E5%82%99%E6%83%85%E5%8B%A2%E3%80%8F+%E5%9B%9E%E9%A1%A7%E3%81%A8%E5%B1%95%E6%9C%9B%27)

身体に重大な危険が生じるおそれがあるほか、政治的、経済的、社会的及び精神的に計り知れない影響が生じる可能性があります」と原発に対するテロ攻撃がわが国や国民に対して、深刻な影響を与えるおそれがあることを指摘している。

続けて「福島第一原子力発電所事故の発生を受け、冷却機能の喪失等により原子炉が管理不能の状態に陥り、放射性物質等が異常な水準で外部に放出されるなどの事態が、自然災害のみならずテロリスト等による妨害破壊活動によつても発生し得ることが懸念されるに至りました」と記し、原発への破壊工作により放射性物質の外部への流出が懸念されることを率直に認めている。

テロ攻撃に対する警戒警備として、警察文書は「サブマシンガンやライフル銃、防弾仕様の警備車を備えた銃器対策部隊が24時間体制で原子力関連施設を警戒しているほか、テロ事案発生時には、高度な制圧能力を有する特殊部隊（S A T）を投入する二段構えの体制をとっています」と記している。

銃器対策部隊は各都道府県警の機動隊の中に設置され、「平成30年版 警察白書」（以下警察白書という）によると、隊員は約1900人。「銃器等を使用した事案への対処を主任務」とし、「重大事案発生時にはS A Tが到着するまでの第一次的な対応にあたる」こととなっている。<sup>14</sup>

またS A Tは8都道府県警察（北海道、警視庁、千葉、神奈川、愛知、大阪、福岡および沖縄）に設置され、隊員は約300人。重大テロ事件などに対処するための高度な訓練を積んだ専門部隊である。移動にヘリコプターを使うこともある。

警察白書によると、原子力関連施設における警戒警備には「原発特別警備隊」があたっている。ただし、専従は原発15基が集中する福井県に「原子力関連施設警戒隊」（2003（平成15）年の発足当時、隊員38人）があるのみで、青森県はじめ他の県では機動隊から交代で要員を派遣している。

原発特別警備隊の装備は、銃器対策部隊と同様に自動小銃、サブマシンガン、ライフル銃、耐爆・耐弾仕様の車両、爆発物処理用具に加えて、原発事故を想定した防護服を装備している。

現在、青森県警の警備体制はどのようにになっているのだろうか。

青森県警警備部によると、青森県警には銃器対策部隊と原発特別警備隊が別々にあり、原発特別警備隊は東通原発に常駐して警備の任務に就いている。

銃器対策部隊と原発特別警備隊がそれぞれ何人の隊員で構成されているのかは「警備上の理由から明かせない」という。（2019（平成31）年1月8日、電話取材）

<sup>14</sup> 「平成30年版 警察白書」<https://www.npa.go.jp/hakusyo/h30/index.html>

青森県警の警察官の条例定員は2348人（2018（平成30）年4月1日現在）、このうち銃器対策部隊が何名いるのか公表されていないが、警察白書の約1900人を47都道府県で割ると1県あたり約40人となる。ただし、都道府県の人口などにより、隊員数は変わる。人口で全国31位の青森県の銃器対策部隊は30人から35人程度と推測できる。

警察白書は原発特別警備隊の隊員数そのものを明らかにしていないが、警察庁長官が静岡県御前崎市の浜岡原発の警備状況を視察した際の新聞記事では「隊長ら15人」とあり、東通原発も15人程度によって警備が行われていると推測される。<sup>15</sup>

すると大間原発が稼働を開始したと仮定した場合、原発特別警備隊の15人程度が原発敷地内で常駐することになる。

大間原発でテロ攻撃が発生したと仮定しよう。常駐する原発特別警備隊が応戦し、青森市から銃器対策部隊が駆けつけることになる。銃器対策部隊が常駐する青森県警本部機動隊から大間原発までは道路で164キロメートルあり、車なら約3時間かかる。直線距離にすれば約80キロメートルなので、青森県警が保有する米国ベル社製ベル412EP型ヘリコプターなら約20分で到達することができる。札幌市や警視庁からはSATがヘリコプターで来援することになるだろう。

しかし、原発特別警備隊、銃器対策部隊、SATとも装備する武器は自動小銃、サブマシンガン、ライフル銃といった小火器であり、相手が重火器で攻撃してきた場合、到底太刀打ちできるものではない。

非武装の民間ガードマンは最初から戦力にならず、警察の懸命な応戦も原発の破壊を企図したテロ攻撃には非力であると言わなければならない。

### ③ 海上保安庁の対応－海域監視に漏れはないか

津軽海峡という海洋の安全・治安の維持を担うのは、海の警察である海上保安庁のうち、第2管区海上保安本部（以下第2管区という）である。第2管区は青森、秋田、岩手、山形、宮城、福島の東北6県を管轄する。

青森県を担当するのは青森海上保安部（大間原発を管轄）および八戸海上保安部（六ヶ所村、東通原発を管轄）である。

青森海上保安部は巡視船「おいらせ（PM）」、巡視艇「ひばかぜ（CL）」、巡視艇「さわかぜ（CL）」の3隻を保有し、八戸海上保安部は巡視船「しもきた（PL）」、巡視船「まべち（PM）」、巡視艇「むつぎく（CL）」、巡視艇「むつかぜ（CL）」の4隻を保有する。

また、宮城県岩沼市の仙台航空基地と、北海道函館市の函館航空基地の航空

<sup>15</sup> 2017年5月16日朝日新聞朝刊、警察庁長官、浜岡を視察／静岡県

機が上空からの監視飛行を行う。

海上保安庁総務部政務課政策評価広報室（以下広報室という）によると、青森県の原子力施設のうち、大間原発は未完成で稼働していないこと、また六ヶ所村の核燃料再処理施設は臨海部ないことから警戒・監視は行っていない。

東通原発は全国の原発に対して行っているのと同様に巡視船艇を常時配備し、24時間体制で警戒警備に当たっている。（2019（平成31）年1月8日、取材に対する電子メールでの回答）

すると、大間原発が稼働を開始した場合、洋上に巡視船艇が配備されることになるのだろう。

広報室によると、不審事案の情報を入手した場合には、その船舶の行動目的や不審事案の実態を明らかにするため、巡視船艇と航空機を直ちに急行させ、この不審な船舶を停船させて立入検査などを実施する。

より具体的な対応について、2004（平成16）年4月3日朝日新聞夕刊は、佐賀県の玄海原発を警戒監視する巡視船「おきかぜ」の同乗ルポの中で以下のように書いている。<sup>16</sup>

「ブリッジで4人の乗組員が見張りをしていた。防弾防刃救命衣や防弾ヘルメットを身につけて小銃を構え、前方を真っすぐ見すえている。船首部には機関銃。緊張感が伝わってきた。」

『9・11』前は、唐津海保の小型の巡視艇によるパトロールだけだった。今は巡視艇に加え、7管本部の巡視船が3～4日のローテーションで警備する。原発から数十～数百メートルの海域を行き来し、乗組員が交代で24時間見張りに立つ。不審な船が近づいた場合は停船命令を出し、立ち入り検査をする。

7管本部は『警備上の都合』を理由に、巡視船の人員や装備は明らかにしていないが、乗組員はテロ対策の訓練を受け、不審船などにもすぐ対応できるという。」

以上である。

常時、配置している巡視船艇に加え、応援の巡視船が追加されている様子がわかる。

これを青森海上保安部の保有する3隻の巡視船艇に重ねてみると、通常は1隻の巡視艇が監視し、場合によっては巡視船1隻も加わることになる。

巡視船艇2隻の警戒・監視体制は、大間原発に潜入しようとする側から見て、どうだろうか。戸締りを頑丈にした家こそ侵入しやすい、と考える空き巣

<sup>16</sup> 2004年4月3日朝日新聞夕刊、小銃構え、原発警戒 「玄海」 警備、海保の現場（報！）

狙いはいない。警戒・監視を強めている海域から離れて海岸線に近づいたり、潜水艦で海岸線まで潜水航行したりすれば、洋上の巡視船艇の警戒網をかいくぐることは、それほど難しくない。

#### ④ 自衛隊の対応

これまでみてきた通り、自衛隊に原発警護の任務は与えられていない。治安出動が発令され、はじめて原発を守るための行動をとることになる。

治安出動の発令までには「間接侵略その他の緊急事態」が発生し、警察による対応が困難であることが明白になる必要がある。

例えばテロ攻撃の発生を受けて、警察が対応している間にも時間は経過する。次に治安出動の発令に向けて、国家安全保障会議を開催し、次に閣議を招集するまでにも相当の時間は経過する。閣議は電話で全閣僚の意思を確認することによって多少の時間短縮は可能なもの、この間にもテロ攻撃は続くと考えられるから、原発は、政府の国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部が懸念する通り、①全電源の喪失、②冷却機能の喪失、③使用済み燃料プールの冷却機能の喪失、の3点によって甚大な被害が発生するおそれがある。

次に治安出動が発令されたと仮定して、自衛隊の対応を検証する。

最初に出動を命じられるのは、テロ攻撃に対処する陸上自衛隊唯一の特殊部隊「特殊作戦群」である。特殊作戦群は千葉県船橋市の習志野駐屯地に常駐し、隊員は約300人。全員が特殊作戦課程、空挺基本訓練課程、水陸両用課程、海上潜入課程を修了した特殊技能者の集団である。<sup>17</sup>

装備品は小銃、機関銃、拳銃といった一般隊員が所持する武器類のほか、対人狙撃銃、サイレサー付拳銃、闪光手榴弾、無線起爆装置などの特殊武器を装備。水中や上空から隠密裡に接近できる潜水器材や船外機付きボート、降下用ナビゲータも装備している。出動の足として千葉県木更津市の木更津駐屯地に配備されているCH47大型ヘリコプター（以下CH47という）を使用する。

特殊作戦群の隊員が高い技量を持つことは以下の記述からわかる

「生身の隊員を標的の両わきに立たせ、隊員は10㍍以上離れた場所を移動しながら拳銃の弾を的に命中させる」<sup>18</sup>

<sup>17</sup> 特殊作戦隊員の範囲等に関する訓令

[http://www.clearing.mod.go.jp/kunrei\\_data/a\\_fd/2003/ax20040329\\_00022\\_000.pdf#search=%27%E7%89%B9%E6%AF%8A%F4%BD%9C%E6%88%A6%E9%9A%8A%F5%93%A1%E3%81%AF%E7%AF%84%E5%9B%82%E7%AD%89%E3%81%AB%E9%96%A2%E3%81%99%E3%82%8B%E8%A8%93%E4%BB%A4%27](http://www.clearing.mod.go.jp/kunrei_data/a_fd/2003/ax20040329_00022_000.pdf#search=%27%E7%89%B9%E6%AF%8A%F4%BD%9C%E6%88%A6%E9%9A%8A%F5%93%A1%E3%81%AF%E7%AF%84%E5%9B%82%E7%AD%89%E3%81%AB%E9%96%A2%E3%81%99%E3%82%8B%E8%A8%93%E4%BB%A4%27)

<sup>18</sup> 2009年8月4日産経新聞朝刊 【仕事】陸自特殊作戦群初代群長・荒谷卓（49）信念貫き新たな“戦場”へ

高度な射撃技術と同僚を傷つかせかねない訓練にも動搖しない胆力を合わせ持つ隊員たちといえる。

大間原発がテロ攻撃に遭い、特殊作戦群に対して出動命令が出されたと仮定する。木更津駐屯地を離陸したCH47は東京湾を横断し、35%離れた習志野駐屯地に着陸し、特殊作戦群を乗せ、習志野駐屯地から640%離れた大間原発へと飛行する。

移動距離は合計675%である。CH47は巡航速度が時速260%だから、大間原発までは2時間40分ほどかかる。

大間原発に到着した時点で、テロ攻撃が相当に進行していることは容易に想像できる。これまで示した通り、青森県警の原発特別警備隊、銃器対策部隊、そして警視庁や北海道警などのSATでは対処しきれず、首相命令による治安出動が発令されるまでに要する時間は、テロ攻撃を企図する者にとって十分な時間的余裕にあたることを忘れてはならない。

青森県に駐屯地・基地を置く別の自衛隊部隊もいるから、治安出動命令によって出動することになるだろう。陸上自衛隊第9師団第5普通科連隊は青森市の青森駐屯地、同第39普通科連隊は弘前市の弘前駐屯地に駐屯している。青森駐屯地から大間原発までは157%あり、車両による移動には約3時間かかる。また弘前駐屯地から大間原発までは202%あり、車両による移動には約3時間30分かかる。

両駐屯地にヘリコプターはなく、ヘリコプターで移動する場合、青森県八戸市の八戸駐屯地から第9飛行隊のUH1ヘリコプター（以下UH1という）を呼ぶことになる。UH1の巡航速度は時速200%だから、八戸駐屯地から青森駐屯地まで75%の飛行に約23分、青森駐屯地から大間原発まで80%の飛行に24分かかる。合計すると青森駐屯地から大間原発までは最短で約47分かかることになる。

また八戸駐屯地から弘前駐屯地までの距離90%の飛行に27分、弘前駐屯地から大間原発まで距離115%の飛行に約35分かかるから、合計すれば弘前駐屯地から大間原発までの飛行に最短で約1時間2分を要することになる。

青森駐屯地、弘前駐屯地の普通科連隊が駆けつけたとしても普通科はいわゆる他の軍隊でいうところの「歩兵」である。前述の特殊作戦群と違って、テロ攻撃に対処する任務を与えられた部隊ではなく、専らテロ攻撃対処を目的として訓練している部隊でもない。装備品は小銃、機関銃、拳銃などの小火器のほか、対戦車誘導弾、無反動砲などの重火器も併せ持ち、小火器のみの警察と比べれば、テロ攻撃対処はそれなりに期待できるかもしれない。

しかし、何度も繰り返すが、治安出動には相応の時間を必要とすることから、陸上自衛隊の出動および大間原発への到着は、原発の破壊を企図したテロ

攻撃が目的を達成した後となる可能性も否定できない。

またヘリコプターで飛来した場合、地上からのロケット砲などの強力な火器による攻撃に対し、ヘリコプターは脆弱なので、乗っている特殊作戦群や普通科連隊の隊員ごと墜落してしまい、まったく戦力にならない事態も起こりうる。

大間原発から、より近いところの青森県むつ市に海上自衛隊大湊地方総監部があり、大間原発までは車により1時間18分で行くことができる。また大間原発からみて、陸上自衛隊青森駐屯地とほぼ同じ距離の青森県三沢市に航空自衛隊三沢基地があるが、海上自衛隊、航空自衛隊とも地上における戦闘を任務とする部隊は配置されていない。海上輸送および航空輸送といった陸上自衛隊に対する支援ができるだけである。

「最後の防波堤」である自衛隊は、原発警備を任務としていないことから、テロ攻撃を未然防止することはできない。また治安出動から現場到着までに相当の時間を必要とすることから、被害を食いとめることも極めて困難である。

自衛隊が原発警備を任務とするか、原発警備のための出動手続きを簡素化するなどの自衛隊法の改正があり、その改正された自衛隊法にもとづく有効な人員配置と実戦的な訓練を繰り返さない限り、自衛隊も原発へのテロ攻撃に有効な対処はできない。

テロ攻撃により、原発の運転に欠かせない電源設備や使用済み核燃料プールが攻撃され、破壊されたとすれば、青森県はもちろん対岸の北海道函館市が甚大な放射線の被害を受けるのは火を見るより明らかである。

#### 4 大間原発に対する攻撃

##### (総論)

大間原発に対し、いざこの国やどのようなテロリスト集団が攻撃を仕掛けるのかは分からぬ。しかし、政府の原子力規制委員会による「実用発電用原子炉に係る新規制基準について」(2016(平成28)年2月17日更新)は、「大規模な自然災害及びテロリズムその他の犯罪行為の発生も想定」の項目を新たに加え、具体的には「意図的な航空機衝突への対応」を実用発電用原子炉の設置者に対して求めている。<sup>19</sup>

航空機衝突による原発破壊の問題は、他国でも重要な検討課題となっている。福島第一原発の事故当時、17基の原発を保有していたドイツは、2011年7月8日すべての原発を廃止するための法律を、議会で可決させた。ドイツ国内のいずれの原発も航空機衝突に耐えられるものではないとの専門家の見

<sup>19</sup>実用発電用原子炉に係る新規制基準について <http://www.nsr.go.jp/data/000070101.pdf>

解が反映されており<sup>20</sup>、すさまじい衝撃が原子炉や周辺の設備に深刻な被害を与えると判断した。

原発を狙ったテロ攻撃は、ハイジャックされた航空機によるものとは限らない。これまでみてきた通り、津軽海峡に接する大間原発の地政的特性を考慮すれば、海から上陸したテロリストや特殊部隊による原発の破壊工作が想定される。またミサイル攻撃などもあり得る。その可能性について検証する。

### ① 北朝鮮の脅威

北朝鮮について、安倍晋三首相は2017（平成29）年10月25日、衆院解散を表明した記者会見で「この解散は、国難突破解散であります。急速に進む少子高齢化を克服し、我が国の未来を開く。北朝鮮の脅威に対して、国民の命と平和な暮らしを守り抜く。この国難とも呼ぶべき問題を、私は全身全霊を傾け、国民の皆様と共に突破していく決意であります」と述べ、少子高齢化と並んで「北朝鮮の脅威」を国難と明言した。

国難とは文字通り、国家の災難である。首相がこのような強い言葉で北朝鮮への警戒感をあらわにした以上、日本にとって「北朝鮮の脅威」は現実のものと考えなければならない。

現に日本政府は、北朝鮮が発射し、日本上空を通過する弾道ミサイルに対し、2012（平成24）年12月12日、2016（平成28）年2月7日、2017（平成29）年8月29日、同年9月15日の4回にわたり、國民に注意を喚起する全国瞬時警報システム（Jアラート）を発している。

内閣官房の「国民保護ポータルサイト」は、国民に対する弾道ミサイル落下時の行動として「屋外にいる場合、近くの建物の中か地下に避難」「建物がない場合、物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守る」「屋内にいる場合、窓から離れるか、窓のない部屋に移動する」と具体的に指示している。<sup>21</sup>

首相の発言、内閣官房による國民への指示から、日本政府は北朝鮮の弾道ミサイルへの強い危機感を持つといえる。

それは「平成30年版 防衛白書」（以下白書という）の以下の記述からも明白である。<sup>22</sup>

「北朝鮮は、これまで6回の核実験を実施したほか、16（平成28）年以来、40発もの弾道ミサイルの発射を繰り返すなど、大量破壊兵器や弾道ミサイル開発の推進及び運用能力の向上を図るとともに、大規模な特殊部隊を保持

<sup>20</sup> 朝日新聞「独の原発、飛行機墜落時の安全性も考慮 環境相方針」

<http://www.asahi.com/special/10005/TKY201105170724.html>

<sup>21</sup> 国民保護ポータルサイト <http://www.kokuminhogo.go.jp/pdf/300130koudou.pdf>

<sup>22</sup> 平成30年版 防衛白書 [http://www.mod.go.jp/j/publication/wp/wp2018/w2018\\_00.html](http://www.mod.go.jp/j/publication/wp/wp2018/w2018_00.html)

するなど、いわゆる非対称的な軍事能力を維持・強化していると考えられる。加えて、北朝鮮は、わが国を含む関係国に対する挑発的言動を繰り返している。北朝鮮のこうした軍事的な動きは、わが国の安全に対するこれまでにない重大かつ差し迫った脅威であり、地域及び国際社会の平和と安全を著しく損なうものとなっている」（第1部わが国を取り巻く安全保障環境、第2節朝鮮半島、1北朝鮮、64頁）。

白書は、核・ミサイル開発への警戒に加え、大規模な特殊部隊を持ち、挑発的言動を繰り返す北朝鮮について「これまでにない重大かつ差し迫った脅威」と断じている。

## ② 韓国を攻撃した北朝鮮

北朝鮮の特殊部隊について、白書は「約10万人とみられる特殊部隊を保有」（66頁）とし、脚注で在韓米軍高官が講演で「特殊部隊の兵力は約6万人」と述べたことや、韓国の「2016国防白書」で「北朝鮮軍の特殊戦兵力は現在、約20万人に達するものと評価される」との記述があることを紹介している。

英国のシンクタンク「国防戦略研究所」が毎年発行し、世界的に権威のある「The Military Balance（ミリタリーバランス）2018」（以下ミリタリーバランスという）に記載された「Korea Democratic People's Republic of DPRK（朝鮮民主主義人民共和国）」の項目によると、北朝鮮の「特殊目的部隊」は兵員8万8000人となっている。<sup>23</sup>

「特殊部隊」として「偵察総局8個大隊」があり、「作戦部隊」として「偵察=17事前偵察大隊」「軽装甲=9個歩兵旅団、6個狙撃旅団」「航空作戦=3個空挺旅団、1個空挺大隊、2個狙撃旅団」、「水陸両用=2個狙撃旅団」と詳細に部隊の役割と数を記している。

ところで、「偵察総局」について、白書は脚注の中で「13（平成25）年3月には、北朝鮮の朝鮮中央放送が、金英哲（キムヨンチョル）大将を偵察総局長として報じたことから、組織の存在が公式に確認された」と記述している。金英哲大将は北朝鮮の指導者である金正恩（キムジョンウン）朝鮮労働党委員長の側近として知られ、朝鮮労働党副委員長の肩書も併せ持つ。2018年2月にあった韓国・平昌冬季五輪の閉会式には北朝鮮の高官代表団の団長として訪韓した。

その際、韓国保守派の間では金英哲大将の受け入れをめぐり、激しい反対の声があがった。「テロの首謀者」であるという理由からであった。

<sup>23</sup> 「The Military Balance 2018」

金英哲大将は、韓国国内で「韓国哨戒艦沈没（2010年3月）」「延坪島砲撃（同年11月）」「地雷爆発（2015年8月）」など韓国で発生した北朝鮮によるテロ攻撃の首謀者とみられている。<sup>24</sup>

「韓国哨戒艦沈没」では死者・行方不明者46人、「延坪島砲撃」では北朝鮮が発射した砲弾計170発によって民間人を含む4人が死亡、「地雷爆発」では軍事境界線近くの非武装地帯（Demilitarized Zone=DMZ）で地雷が爆発、韓国軍兵士2人が脚を切断するなどの重傷を負った。いずれの事案も重大であり、「延坪島砲撃」では韓国軍が報復として北朝鮮を砲撃しており、本格的な戦闘に発展した。

北朝鮮によるこうした攻撃は、犠牲者の発生も厭わない残虐性を帯びているのが特徴である。

### ③ 米国と北朝鮮による武力衝突

2018年になって韓国、北朝鮮間で「南北首脳会談」が開かれ、続いて初の「米朝首脳会談」が開催されて朝鮮半島の緊張緩和につながる動きが連続した。とはいえ、核放棄を求めるトランプ米政権に対し、平和協定の締結を先行させたい金政権による実務者協議は、足踏み状態が続いている。

こうした中、2018年9月には国際原子力機関（International Atomic Energy Agency=IAEA）が北朝鮮の過去1年間の核関連活動について、報告書に「核開発計画を継続し、さらに発展させている」と記した。北朝鮮が「完全な非核化」に合意しながら、国際社会の意向に反する行動を取っていることが明らかになっている。<sup>25</sup>

北朝鮮は核放棄の姿勢をみせておらず、米朝首脳会談の合意は遅々として進まいま、水泡に帰すおそれさえある。米国が北朝鮮に対し、軍事力に訴える「その日」は来るだろうか。

米国では歴代の大統領とは異なり、「予測不能」と多くの有識者から指摘されるトランプ氏が大統領の座にある。政権は「安定」という言葉とはほど遠く、2017年1月の大統領就任から2年の間に政権中枢の側近65人のうち42人が辞任もしくは解任されている。<sup>26</sup>

例えば、自らの家族を特別扱いし、ツイッターで政策の発表を続けるトランプ氏に対し、ホワイトハウスに秩序をもたらそうとしたケリー大統領首席補佐官が2018年12月、辞任した。続いて良識派実力者とされたマティス国防

<sup>24</sup> 2018年2月24日日本経済新聞朝刊、北朝鮮訪韓団に保守派猛反発、「団長はテロ主犯」、政府は釈明、五輪強調

<sup>25</sup> 2018年8月22日朝日新聞朝刊、「北朝鮮、核開発継続」IAEA、報告書に記す

<sup>26</sup> 2019年1月20日NHKニュース、米大統領就任から2年政権運営には不透明感  
<https://www3.nhk.or.jp/news/html/20190120/k10011784141000.html>

長官がトランプ氏との対立から19年2月の辞任を表明、のちにトランプ氏は「クビにした」と明言し、事実、19年1月1日に解任した。

トランプ氏は「米国第一」を掲げ、環太平洋パートナーシップ交渉(Trans-Pacific Partnership Agreement=TPP)からの離脱、地球温暖化を防止するパリ協定からの離脱、イラン核合意からの離脱とオバマ政権時の政策をことごとく覆し、メキシコ国境の壁建設、中国に対する高関税措置など独自の政策を次々に実行している。

マティス氏から「小学5、6年生レベル」(ボブ・ウッドワード氏の近著「恐怖の男」と評されたトランプ氏が朝鮮半島問題については、例外的に国際社会から評価される冷静な判断をくだすだらうか。自らの意に沿わない対応を続ける北朝鮮に対し、局地的であれ、全面的であれ、軍事行動に踏み切らないという保障はどこにもない。

過去、米国は北朝鮮との戦争を真剣に検討した時期があった。北朝鮮が1993年3月13日、核拡散防止条約(Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons=NPT)からの脱退を表明したことから始まった「朝鮮半島危機」の際、北朝鮮の核施設を先制攻撃する計画があったことが明らかになっている。<sup>27</sup>

当時、米国の国防長官だったウィリアム・ペリー氏は「巡航ミサイルを使った寧辺(ヨンビョン)(核施設)破壊の計画があった」と計画を明らかにし、韓国への米軍増派など複数の計画も検討したが、北朝鮮の反撃による被害を分析し、「外交的解決を模索した」と振り返っている。<sup>28</sup>

一方の北朝鮮は、前述の通り、韓国に対し、数々の冒険主義ともいえる強硬策をとり続けてきた過去がある。その刃が日本に向く可能性はないだろうか。

#### ④ 巻き込まれる日本

日本は米国との日米安全保障条約により、「米国による対日防衛義務」(同条約第5条)を享受する一方、「日本による米軍への基地提供義務」(同条約第6条)を負う。

同条約について、日本政府は「我が国が引き続き安全を確保していくためには日米安全保障条約が必要である。(略) 日米安全保障体制は、国際社会における広範な日米協力関係の政治的基盤となっており、更に、アジア太平洋地域における安定要因としての米国の存在を確保し、この地域の平和と安定を確保

<sup>27</sup> 1999年10月8日朝日新聞朝刊、1994年に北朝鮮への攻撃計画 米国(地球24時)

<sup>28</sup> 2017年11月16日朝日新聞朝刊、対北朝鮮「対話の模索を」 ペリー元米国防長官

するために不可欠と認識している」と日米安保条約にもとづく日米安全保障体制の重要性を強調している。<sup>29</sup>

国内にある主要な米軍基地は車力、三沢（以上青森県）、横田（東京都）、横須賀、厚木、座間（以上神奈川県）、経ヶ岬（京都府）、岩国（山口県）、佐世保（長崎県）、嘉手納、普天間、キャンプハンセン、キャンプシュワブ、キャンプコートニー、キャンプ瑞慶覧、ホワイトビーチ、牧港補給地区、トライ通信施設（以上沖縄県）などで、全国13都道府県に点在する。

このうち大間原発の建設が計画されている青森県に占める米軍基地の割合は沖縄県の70.28%に次ぐ9.02%で全国2位である。（2018（平成30）年3月31日現在、防衛省ウェブサイト）

日米両政府が強固に結ばれていることから、日本政府は近年では「日米安保体制」という言葉よりも「日米同盟」といったより深い結びつきを現す言葉で両国関係を表すようになっている。

そして米国は世界一の国防費を負担する軍事大国である。スウェーデンのストックホルム国立平和研究所によると、2017会計年度の米国防費は6100億ドルで、第2位の中国の2280億ドルを大きく引き離している。ちなみに日本は米国、中国、サウジアラビア、ロシア、インド、フランス、英国に続く、第8位である。<sup>30</sup>

トランプ政権は中国への警戒感から2019会計年度の国防費を7170億ドルとさらに拡大した。<sup>31</sup>トランプ氏は潤沢な国防費に支えられた米軍を「世界最強」と公言している。<sup>32</sup>

強力な軍事力を背景に北朝鮮に対し、朝鮮半島の非核化を迫るもの、北朝鮮は一向に核放棄の姿勢を示さない。「非核化が先か、平和協定が先か」という、いわゆる「ニワトリが先か、卵が先か」に近い回答不能の状態を呈している。忍耐力に欠けるトランプ氏がこの状態をこのまま放置するだろうか。

## ⑤ 予測不能のトランプ氏

<sup>29</sup> 1996（平成8）年1月12日、衆議院議員小森龍邦君提出沖縄の米軍基地にかかる「代理署名」とわが国「憲法」に関する質問に対する答弁書

[http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb\\_shitsumona.nsf/html/shitsumon/b134023.htm](http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_shitsumona.nsf/html/shitsumon/b134023.htm)

<sup>30</sup> <https://www.sipri.org/research/armament-and-disarmament/arms-transfers-and-military-spending/military-expenditure>

<sup>31</sup> 2018年8月18日日本経済新聞朝刊、米、軍事面も対中強硬、国防報告書で中国に警戒感、予算、来年度79兆円に大幅増

<sup>32</sup> 2018年5月26日毎日新聞朝刊、米朝首脳会談：「まだ可能性」 トランプ大統領、交渉継続明言

トランプ氏は北朝鮮が核開発、ミサイル発射を続けていた2017年9月の国連総会で、北朝鮮が挑発行為をやめない場合は「北朝鮮を完全に破壊するほか選択肢はない」と強い言葉で警告した。<sup>33</sup>

　軍事力行使をちらつかせるトランプと残虐非道なテロ攻撃を実施してきた金英哲大将。そして金英哲大将によるテロ攻撃を容認してきた金正恩委員長。米朝二人の指導者のもとで、朝鮮半島で戦端が開かれる可能性はゼロとはいえない。そして「日本は米国の武力行使に国際法上違法な武力行使として反対することはありません」（2015（平成27）年5月26日衆院本会議、安倍晋三首相）という国である。<sup>34</sup>

　現に日本政府は米国によるアフガニスタン攻撃の際には、米国を支援する目的でテロ対策特別措置法を制定し、インド洋に海上自衛隊の補給艦を派遣し、9年間にわたり、米軍艦艇などの他国軍艦艇に対して燃料を洋上補給した。

　また米国が「フセイン政権が大量破壊兵器を隠し持っている」（ブッシュ大統領）と今では虚偽と判明している理由で始めたイラク戦争では、小泉純一郎首相が世界に先駆けてこの戦争を支援したところ、米国から「boots on the ground（陸上自衛隊を派遣せよ）」（アーミテージ国務副長官）との要請を受けて、イラク特別措置法を制定し、イラクに陸上自衛隊を2年半、また航空自衛隊をクウェートに5年間、派遣した実績がある。

　現在は2016（平成28）年3月に施行された安全保障関連法により、閣議決定による憲法解釈の変更が同法に反映され、集団的自衛権行使が一部解禁されたほか、戦闘地域における他国軍の後方支援を可能とした。

　安全保障関連法は恒久法であり、その都度、国会で成立を図らなければならない特別措置法とは根本的に異なる。安全保障関連法により、迅速な対米支援が可能となったのである。

　時の政権が存立危機事態と認定した場合には、自衛隊による海外における武力行使が可能となり、重要影響事態または国際平和共同対処事態と認定した場合には戦闘地域における他国軍への後方支援が可能となった。

　米朝の衝突によって朝鮮半島で戦端が開かれたとすれば、日米安保条約があること、日本政府は米国の戦争に反対したことがないこと、過去に特別措置法で自衛隊を海外派遣していた実績があるので加え、現在は米国の戦争支援を容易にする安全保障関連法が施行されていることから、日本が米朝の戦争に巻き

<sup>33</sup> 2017年9月20日朝日新聞朝刊、トランプ氏、国連演説で警告 北朝鮮、挑発続くなら「完全に破壊」

<sup>34</sup> 2015（平成27）年5月26日衆院本会議 [http://kokkai.ndl.go.jp/cgi-bin/KENSAKU/swk\\_dispdoc.cgi?SESSION=32010&SAVED RID=1&PAGE=0&POS=0&TOTAL=0&SRV\\_ID=10&DOC\\_ID=4619&DPAGE=1&DTOTAL=1&DPOS=1&SORT\\_DIR=1&SORT\\_TYPE=0&MODE=1&DMY=32525](http://kokkai.ndl.go.jp/cgi-bin/KENSAKU/swk_dispdoc.cgi?SESSION=32010&SAVED RID=1&PAGE=0&POS=0&TOTAL=0&SRV_ID=10&DOC_ID=4619&DPAGE=1&DTOTAL=1&DPOS=1&SORT_DIR=1&SORT_TYPE=0&MODE=1&DMY=32525)

込まれるおそれは十分ある。

北朝鮮が日本を攻撃するとすれば、どの地域をどのような方法で攻撃するのか、それを選択するのは北朝鮮側である。

ただし、北朝鮮はわが国と同様、「1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）（略称ジュネーヴ諸条約第一追加議定書）」の締約国である。

これにより「文民たる住民と戦闘員とを、また、民用物と軍事目標を常に区別し、及び軍事目標のみを軍事行動の対象とすること」（外務省ウェブサイト、「ジュネーヴ諸条約第一追加議定書」説明書）を遵守する義務がある。<sup>35</sup>

しかし、日本政府は2017（平成29年）12月19日、弾道ミサイル迎撃システム「イージス・アショア」の導入を閣議決定した「弾道ミサイル防衛能力の抜本的向上について」の中で「北朝鮮の核・ミサイル開発は、我が国の安全に対する、より重大かつ差し迫った新たな段階の脅威となっており、平素から我が国を常時・持続的に防護できるよう弾道ミサイル防衛能力の抜本的な向上を図る必要がある」としている。つまり、日本政府は北朝鮮の核・ミサイル開発を「脅威」と位置づけ、攻撃対象が日本全土に及ぶとの見通しから「我が国を常時・持続的に防護」する必要があると判断している。<sup>36</sup>

また、防衛省は2018（平成30年）6月、防衛省ウェブサイトに掲載した「イージス・アショアについて」の中で、「北朝鮮は、我が国を射程に收める弾道ミサイルを数百発保有しています」「北朝鮮は、我が国を奇襲的に弾道ミサイルで攻撃できる能力を開発し、保有しています」とし、続いて「BMD（Ballistic Missile Defense＝弾道ミサイル防衛）は、弾道ミサイルから国民の生命と財産を守る唯一の手段です」と断定している。<sup>37</sup>

上記の通り、「イージス・アショア」の導入を決めた閣議決定および「イージス・アショア」についての防衛省の説明から、日本政府は北朝鮮の攻撃は軍事目標に限定されず、日本の民間施設や民間人も攻撃対象にすると判断している。

とくに「イージス・アショア」についての防衛省の説明は、北朝鮮は軍事施設、民間施設の区別なく、また戦闘員、民間人の区別なく、攻撃してくると筋道立てて説明している。

<sup>35</sup> ジュネーヴ諸条約第一追加議定書（説明書）

[https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/pdfs/treaty159\\_11b.pdf](https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/pdfs/treaty159_11b.pdf)

<sup>36</sup> 弾道ミサイル防衛能力の抜本的向上について

<https://www.kantei.go.jp/jp/content/20171219kakugikettei1.pdf>

<sup>37</sup> 「イージス・アショアについて」 [www.mod.go.jp/j/approach/defense/bmd/20180613.pdf](http://www.mod.go.jp/j/approach/defense/bmd/20180613.pdf)

このように日本政府は北朝鮮による攻撃対象は日本全土に及ぶと考えている。また「攻撃対象から原発を除外する」との北朝鮮側の言説や日本政府の見解は存在しないことから、大間原発を含む国内の原発が攻撃を免れるとの保障はどこにもない。

次に津軽海峡に面した大間原発に対し、どのような攻撃があるのか検証する。

## 5 大間原発に対し、どのような攻撃があるのか

### ① 特殊部隊による攻撃

#### ア 韓国で起きた江陵（カンヌン）事件

北朝鮮軍の特殊部隊が潜入に使う移動および潜入手段のひとつが潜水艦および潜水艇である。前出のミリタリーバランスによると、北朝鮮軍の保有する「潜水艦は73隻」あり、内訳は「通常型弾道ミサイル潜水艦=1隻」「攻撃型潜水艦=20隻」「外洋巡航潜水艦=32隻以上」「ユゴー型潜水艦=20隻」となっている。

過去に北朝鮮軍の特殊部隊が潜水艦から韓国に上陸し、朝鮮半島の緊張を一機に高めた事件がある。「江陵（カンヌン）事件」と呼ばれている。



江陵事件に使われた北朝鮮の潜水艦=Wikipedia Commons より

1996年9月18日、北朝鮮の外洋巡航潜水艦（サンオ型潜水艦）が江陵の沖で座礁しているのが見つかった。同じころ、乗艦していた11人の集団自殺遺体が山中で見つかり、さらに15人の逃亡も分かる。韓国軍による掃討作戦で13人が死亡、1人を逮捕したが、最後まで1人の行方が確認できなかった。韓国側は民間人4人を含む17人が犠牲になった。

逮捕された工作員の李光洙（リグアンス）氏は、6年後、東京新聞の取材に

以下のように答えている。<sup>38</sup>

「1996年9月14日午前4時、サンオ型潜水艦は北朝鮮咸鏡南道・樂園を出港した。任務は韓国東部の江陵市周辺の海上と海岸、飛行場の偵察だった。乗員は工作員3人を含む26人。「浸透（侵入・上陸）」させた工作員を潜水艦に帰還させようとした17日深夜、不測の事態は起きた。岸に近づきすぎた潜水艦が岩場に座礁、艦を捨て、全員で山中に身を隠した。」

以上である。

当時、潜水艦を発見した韓国軍は、最高水準の警備態勢「チンドケ（きゅう覚が敏感な珍島犬の意味）1」を発令し、約10万人を捜索に投入した。山中の銃撃戦は49日間続いた。

逃亡した15人の捜索に55倍以上の10万人もの韓国兵を投入し、しかも17人が犠牲になった。銃撃戦で命を失った兵士もいる一方で同士討ちによる死者も4人いた。

韓国で発生した事件だったが、日本では翌1997（平成9）年2月、長崎県の下甑島に中国人密航者20人が上陸し、警察に逮捕される事件が起きた。下甑村には航空自衛隊のレーダーサイトがあり、170人の隊員が勤務しているが、村駐在の警官は3人しかいない。

「まだ密入国者が潜んでいる」との連絡を受けて、基地から30人の隊員が警察に協力する形で出動した。名目は「野外訓練」。隊員たちは密入国者が上陸した海岸まで高さ200㍍の絶壁をロープで下り、密入国者を捜索した。

出動は村では大歓迎されたが、防衛庁（当時）の村田直昭事務次官（同）は「適切さに欠ける面があった」と訓練に名を借りた捜索活動に「遺憾の意」を表明した。

自衛隊の行動は自衛隊法によって防衛出動、治安出動などに限定されている。たとえ密入国者が武器を持ったテロリストや特殊部隊であっても軽々な出動は許されず、対処するための特別な訓練も行われていない。

危機感を抱いた陸上幕僚監部は韓国軍を通じ、「江陵事件」を内密に調査した。

韓国軍の同士討ちで死者が出たことについて、調査を担当した陸上幕僚監部の佐官は「物音におびえた兵士に中隊長が撃たれたり、銃の扱いに不慣れな予備役兵が誤って自分を撃つたりした例もあった。対遊撃（グリラ）訓練が必要というのが教訓」という。

早速、2000（平成12）年3月20日、福岡県北九州市の第40連隊で

<sup>38</sup> 2002年8月9日東京新聞朝刊、「そこにある危機 不審船対策は万全か（1）丁作員上陸『漁船に偽装して行く』元北朝鮮兵士が「浸透」警告 96年 韓国 銃撃戦49日間、民間人も犠牲」

初めて本格的な対遊撃訓練が行われた。訓練を指揮した1佐は「潜んでいる敵を火力だけで掃討するのは不可能。ローラー作戦でも発見できる敵は3割にすぎなかつた」と難しさを話した。<sup>39</sup>

一方、韓国では「江陵事件」の教訓からP 3 C哨戒機の追加導入や、最新型海岸レーダーの増設計画を進めた。東海岸の監視所を増やし、海岸線の侵入防止フェンスも整備した。

それでも1998年、やはり東海岸で漁網にかかった北朝鮮潜水艇が見つかった。

再び起きた北朝鮮潜水艇の案件について、前出の2002（平成14）年8月9日東京新聞朝刊の記事をそのまま引用する。

（北朝鮮潜水艇が侵入を試みたことについて）李氏は「当然だ」という。「たとえ5ヶ所置きに警備兵がいても侵入できる。食糧さえ確保できれば、何日でも見つからない自信がある」と、工作員の戦闘力の高さを明かす。

そんな精銳兵たちは、日本にも「浸透」しているのだろうか。「東海（日本海）は海中に暖流と寒流の層があり、下の層に潜れば音波探知装置が効かず発見されにくい」といい、演習ではソ連軍（当時）の探知をかいくぐったこともあるという。

「日本は遠いから偵察局の小型潜水艦は行ったことはない。大型艦なら行けるが、それでは戦争になってしまふから行かない」

「ただ…」。李氏は警告する。

「もし行くとしたら、漁船に偽装して行くだろう。日本にとって重要なのは、そうした工作船に備えることだ」

以上である。

「江陵事件」の唯一の北朝鮮側の生存者であり、元工作員だった李氏は「他国に侵入しようとすれば、例え5ヶ所置きに警備兵がいても潜入できる」と断言している。この言葉を裏付けるように陸上自衛隊で対遊撃訓練を指揮した1佐は「ローラー作戦でも発見できる敵は3割にすぎなかつた」と話している。

ここから読み取れるのは、どんなに警戒しても訓練された工作員の侵入を食いとめるのは不可能に近いという事実である。

また李氏は「日本海は潜水艦が発見されにくい」とし、「大型艦なら行ける」と潜水艦による侵入が可能と明言している。ただし、「大型艦では戦争になってしまふから行かない」との説明は、裏返せば「戦争であれば大型艦を利用する」との意味もある。さらに「もし、行くとしたら、漁船に偽装して行くだろう」と平時における侵入方法を述べている。

<sup>39</sup> 2000年11月5日東京新聞朝刊、「新防人考 封印された過去（4） ゲリラ・特殊部隊 法の壁 盲点手つかず」

事態に応じて大型潜水艦を利用した潜入方法があることや、漁船に偽装した工作船を利用する潜入のやり方があることが分かる。

#### イ 日本では拉致事件が起きている

漁船に偽装した北朝鮮の工作船は日本近海に度々、現れている。

1999（平成11）年3月23日、日本海の能登半島沖で「第一大西丸」「第二大和丸」と日本に実在する漁船名を船体に書いた不審船が現れ、海上保安庁の停船命令を振り切って、逃走する事件が起きた。初めて海上警備行動が発令され、海上自衛隊の護衛艦が追跡する事態となった。

また、2001（平成13）年12月22日に東シナ海の奄美大島沖に「長漁3705」と中国の漁船名が書かれた工作船が現れ、海上保安庁の巡視船と銃撃戦の末、自爆し、沈没した。工作船乗員10人全員が死亡、海上保安官3人が負傷した。海に漂流していた工作船乗員6人に海上保安庁側が浮輪を投げたが、受け取らず、乗員は海に沈んだ。

その後、工作船は引き揚げられ、現在は横浜市の「海上保安資料館横浜館」で展示されている。搭載していた武器類はロケットランチャー、対空機関砲といった航空機、ヘリコプターを墜落させ、艦船を攻撃できる重火器のほか、小銃、機関銃、拳銃といった小型武器などで、これらも展示されている。船尾は観音開きとなっており、上陸のための小舟を収容していたことが判明している。



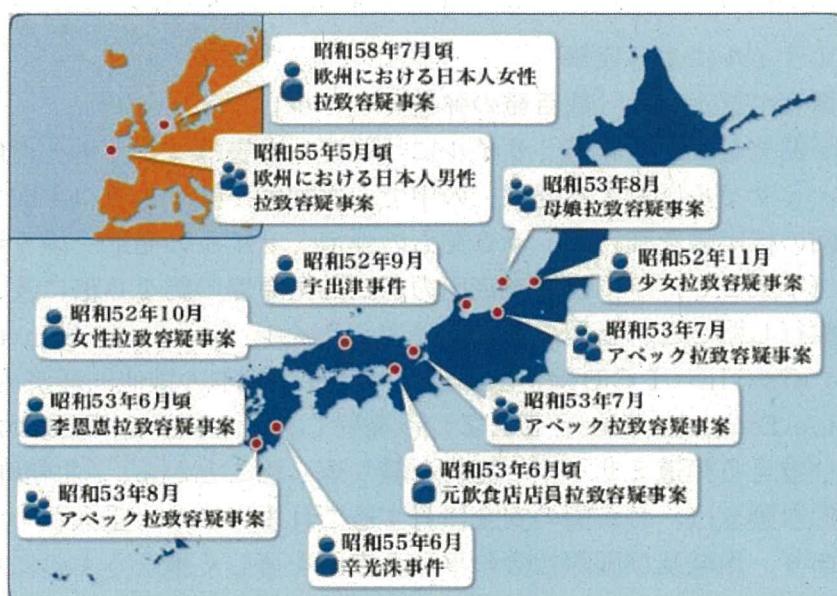
引き揚げた工作船内にあった武器類=海上保安資料館横浜館のパンフレットより

このように重武装し、上陸用の小舟まで収容できる北朝鮮の工作船は日本近海に現れているのだ。

その典型的な例が北朝鮮による日本人拉致事件であろう。日本政府はこれまで北朝鮮による拉致被害者を17人と認定している。そのうち5人は帰国したが、ほかに「北朝鮮による拉致の可能性を排除できない行方不明者」が883人いるとしている。<sup>40</sup>

政府が拉致被害者とする17人のうち、欧州で拉致された2人を除く、15人はいずれも日本で拉致されており、北朝鮮の工作船などによって日本海を渡り、北朝鮮に連れ去られた。拉致地点は新潟県、石川県、福井県、鳥取県といった日本海に面した地域のほか、鹿児島県、宮崎県、兵庫県といった太平洋側や瀬戸内海に面した地域からも拉致され、母娘1組2人とアベック2組4人を含む15人がいずれも異なる10カ所で拉致されたことが明らかになっている。

これは北朝鮮の工作船が日本列島のいかなる地域へも自在に進出できることを証明している。



17人が拉致された現場（拉致問題対策本部のホームページより）

北朝鮮の元工作員で、1995年に韓国に亡命した安明進（アンミョンジン）氏は1998（平成10）年8月3日、東京都内で記者会見して、「（工作員としての教育を受けた）金日成政治軍事大学で、10人から12人の日本人の教官らを見たが、当時は日本人が拉致されてくるのは当然のことと思っていたので、特に注目していなかった」と話している。

<sup>40</sup> 日本政府拉致問題対策本部ウェブサイト  
<https://www.rachi.go.jp/jp/ratimondai/yokuwakaru/vol3.html>

また60代の教官から聞いた話として「工作船が日本の漁船に見られてしまったため、中学生ぐらいの子どもをかばって抵抗した年長の男を射殺して、乗っていた日本人を連れてきた」と紹介している。<sup>41</sup>

日本政府の事実認定や元工作員の安氏の話から、日本のいずれの地域への侵入も容易であり、青森県への侵入も問題なく実行できると考えるのが自然である。侵入する地域、侵入する方法を選択する自由は北朝鮮側にあると言わなければなければならない。

そして実際に北朝鮮側が日本の原発を偵察していたとの証言もある。新潟県の柏崎刈羽原発の建設中、沖合に不審な黒い船が現れたとの電力会社の社員の証言や、日本海側の原発の幹部が尾行、監視されている気配があったとの電力会社の社員の証言がある。<sup>42</sup>

訓練を積み、自らの生命を賭して任務達成に努める工作員は「原発を破壊せよ」との命令を忠実に実行しようとするのは間違いない。

## ② 弾道ミサイルによる攻撃

### ア 防衛省が認定した「数百発の弾道ミサイル」

北朝鮮が開発を続ける弾道ミサイルについて、白書は「コラム・<解説>北朝鮮の核・ミサイルに対する認識」の中で、北朝鮮が2016（平成28）年以来、3回の核実験を強行し、40発もの弾道ミサイルの発射を繰り返したこと、17（平成29）年には、推定出力が広島型原爆の約10倍に及ぶ規模の核実験を強行したこと、新型の大陸間弾道ミサイル（intercontinental ballistic missile=ICBM）級弾道ミサイルを日本の排他的経済水域（Exclusive Economic Zone=EEZ）へ発射し、さらに、2回にわたってわが国を飛び越える弾道ミサイルの発射を繰り返したことから、「北朝鮮のこうした軍事的な動きは、わが国の安全に対するこれまでにない重大かつ差し迫った脅威であり、地域及び国際社会の平和と安全を著しく損なうものになっています」と論じている。<sup>43</sup>

さらに同コラムは、2018年になって南北首脳会談、米朝首脳会談が開催され、朝鮮半島非核化の動きがあることを踏まえつつ、以下の2点を注視している。

<sup>41</sup> 1998年8月4日朝日新聞朝刊、「日本人拉致、70年代当時は普通」 北朝鮮元工作員会見

<sup>42</sup> 原発にミサイル？ テロ？ 対策は行われている 石井孝明（経済・環境ジャーナリスト） 2017.9.21 <http://www.enercon.jp/topics/12132/>

<sup>43</sup> コラム・<解説>北朝鮮の核・ミサイルに対する認識

<http://www.mod.go.jp/j/publication/wp/wp2018/html/nc001000.html>

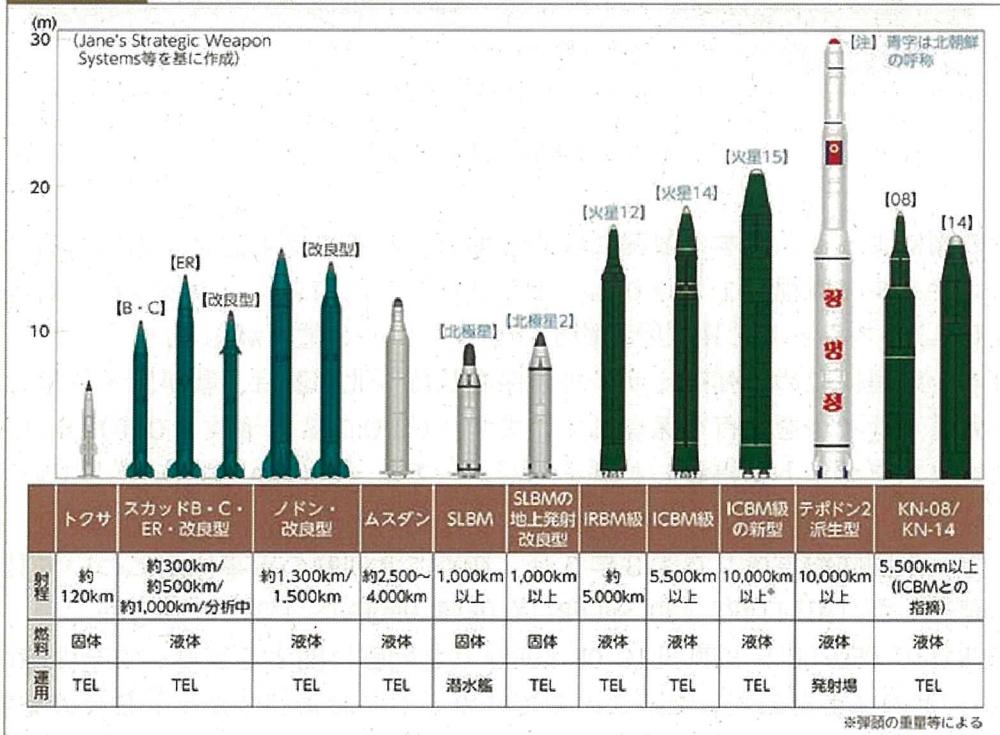
- 北朝鮮が、わが国のはば全域を射程に収めるノドン・ミサイルを数百発保有し、それらを実戦配備しているとみられること
- これまでの累次の核実験及び弾道ミサイル発射を通じ、核・ミサイル開発を進展させ、運用能力を向上させていること

この2つの理由から、同コラムは「米朝首脳会談後の現在においても、北朝鮮の核・ミサイルの脅威についての基本的な認識に変化はありません」と結んでいます。

防衛省の公的刊行物（白書）が「北朝鮮の核・ミサイルは引き続き、我が国にとって重大な脅威」と断定しているのだ。

白書は北朝鮮の弾道ミサイルについて「図I-2-2-2」および「図I-2-2-3」で、その種類と射程を図で示している。<sup>44</sup>

図表I-2-2-2 北朝鮮が保有・開発する弾道ミサイル



平成30年版 防衛白書より

<sup>44</sup> <http://www.mod.go.jp/j/publication/wp/wp2018/html/n12201000.html#zuhyo01020203>

図表 I - 2-2-3 北朝鮮の弾道ミサイルの射程



平成30年版 防衛白書より

この図によると、日本を射程に収める弾道ミサイルは上記コラムにあるノドン・ミサイル（射程約1300km～1500km）に加え、スカッドC（射程約500km）、スカッドER（射程約1000km）の3種類がある。

日本を射程に収める弾道ミサイルの保有数は「北朝鮮は、我が国を射程に収める弾道ミサイルを数百発保有しています」（2018（平成30年）6月、防衛省ウェブサイトに掲載した「イージス・アショアについて」）としている。

一方、米国防総省は2013年5月、初めて北朝鮮の軍事体制について具体的に記述した「MILITARY AND SECURITY DEVELOPMENTS INVOLVING THE DEMOCRATIC PEOPLE'S REPUBLIC OF KOREA（北朝鮮に関する軍事・安全保障の展開）」との文書を公表した。この中でスカッドCおよびスカッドERの発射機を「少なくとも100機以上」とし、ノドン・ミサイルの発射機を「少なくとも50機以上」としている。<sup>45</sup>

これを合計すると日本列島に到達する北朝鮮の弾道ミサイル発射機は150

<sup>45</sup> <https://fas.org/irp/world/dprk/dod-2017.pdf#search=%27MILITARY+AND+SECURITY+DEVELOPMENTS+INVOLVING+THE+DEMOCRATIC+PEOPLE%27S+REPUBLIC+OF+KOREA%27>

機以上となり、軍事常識的には発射機の数を上回るミサイルを保有していると考えられることから、白書が示した「数百発」との記述との矛盾はない。

これまで述べてきた通り、いつ、どこを、どのように攻撃するのか。選択権は攻撃する側にある。北朝鮮が弾道ミサイルを発射する事態となった場合、日本政府はどう対処するのだろうか。

安全保障関連法案が国会審議されていた2015（平成27）年7月29日、参院平和安全特別委員会で山本太郎参院議員が稼働直前の川内原発に弾道ミサイルの直撃があった場合の被害を尋ねた。これに対し、安倍首相は「様々な想定があり得ることから、特定の量的な被害は記していない」と答弁した。被害の見積もりはしていないというのだ。<sup>46</sup>

想定がないことが被害のないことを意味しないのは、福島第一原発の事故が証明している。原発事故は起きないという「原発神話」のもと、最も深刻な「レベル7」の事故は起きた。あの事故で政府や米政府の最大の関心事は運転停止中の4号機にあった核燃料プールの水位だった。

当時の民主党政権は、爆発のあおりを受けた4号機にある使用済み燃料棒1535本が入った使用済み核燃料プールの水がなくなれば総放射能量2100万テラベクレルという大量の放射性物質が放出され、原発から半径250キロ圏まで避難の必要があると覚悟した。

米政府は日本側の確認を待つまでもなく、在日米軍家族のうち約7000人を国外へ退避させた。<sup>47</sup>またグアムから滯空型無人機「グローバルホーク」を飛ばして水の有無を確認したほどだ。

幸い冷却のための水があることが確認されたが、ここで得た教訓は原子炉格納容器が破壊されなくても、使用済み核燃料プールの水がなくなれば未曾有の被害が出るということである。

使用済み核燃料プールは、福島第一原発のような沸騰水型原子炉（BWR）では原子炉格納容器の上の天井に近い場所にあり、上空から落下する弾道ミサイルの餌食になりかねないことを全世界が知ることとなった。

大間原発はBWRを改良した改良型沸騰水型軽水炉（ABWR）だが、核燃料プールは原子炉建屋内と燃料補助建屋内の2カ所に設置されている。また川内、高浜、伊方のような加圧水型原子炉（PWR）は原子炉格納容器の横に位

<sup>46</sup> 国会会議検索システム [http://kokkai.ndl.go.jp/cgi-bin/KENSAKU/swk\\_dispdoc.cgi?SESSION=63136&SAVED\\_RID=4&PAGE=0&POS=0&TOTAL=0&SRV\\_ID=10&DOC\\_ID=5069&DPAGE=1&DTOTAL=1&DPOS=1&SORT\\_DIR=1&SORT\\_TYPE=0&MODE=1&DMY=10095](http://kokkai.ndl.go.jp/cgi-bin/KENSAKU/swk_dispdoc.cgi?SESSION=63136&SAVED_RID=4&PAGE=0&POS=0&TOTAL=0&SRV_ID=10&DOC_ID=5069&DPAGE=1&DTOTAL=1&DPOS=1&SORT_DIR=1&SORT_TYPE=0&MODE=1&DMY=10095)

<sup>47</sup> 2011年3月25日米軍準機関紙「星条旗新聞」、  
<https://www.stripes.com/news/pacific/japan/military-wraps-up-first-round-of-departures-from-japan-1.138869>

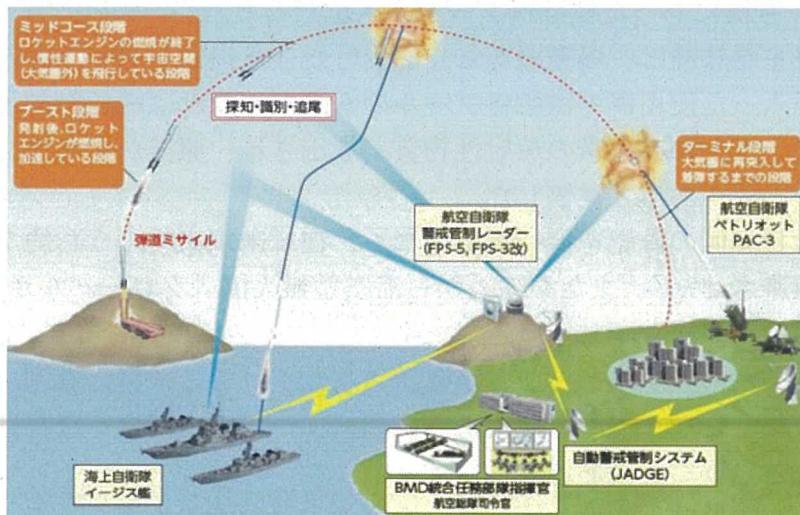
置する。

しかし、原子力規制委員会はいかなる種類の原発に対しても弾道ミサイルが直撃した場合の対策は求めていない。不可解というほかない。

#### イ 絵空事ではないミサイル攻撃

2016（平成28）年8月、稲田朋美防衛相（当時）は北朝鮮の度重なる弾道ミサイル発射に対し、自衛隊に迎撃態勢をとらせる「破壊措置命令」を発令した。兆候をつかみづらい移動式発射台からの発射が繰り返されていることを受け、常時発令した状態を維持し、現在に至っている。日本政府は北朝鮮からの「弾道ミサイルの脅威」に備え続けている。

日本のミサイル防衛システムは日本海のイージス護衛艦が艦対空迎撃ミサイル「SM3」で迎撃し、撃ち漏らしたら地対空迎撃ミサイル「PAC3」で対処する。



日本のミサイル防衛システム（防衛省のホームページより）

1隻あたりのSM3の搭載数は8発と少ない一方、防衛省が示している通り、北朝鮮は日本まで届く弾道ミサイル数百発を保有する。

2019（平成31）年1月現在、弾道ミサイル迎撃に活用できるイージス護衛艦は「こんごう」型の4隻である。弾道ミサイル1発に対し、撃ち漏らしがないようSM3を2発続けて発射することから、4隻で32発のSM3を搭載する「こんごう」型をすべて動員したとしても、最大16発の弾道ミサイルに対処できるにすぎない。

迎撃能力を越える弾道ミサイルを発射することは飽和攻撃と呼ばれ、そうし

た研究を北朝鮮が続けていることは白書でも明記されている。<sup>48</sup> SM3を撃ち尽くした後の「最後の砦」がPAC3なのである。では、自衛隊はPAC3発射機を何機持っているだろうか。

PAC3を保有する高射隊は16個部隊と1個教導隊が2機ずつ合計34機の発射機を持つ。2機ずつのは発射機を2機並べて1発の弾道ミサイルに対し、それぞれ1発のPAC3を発射するため、これにより防御地点は全国で17カ所となる。防御範囲は1カ所あたり直径50キロメートルとされる。



PAC3の射程圏と原発=講談社・現代ビジネスより

弾道ミサイルが原発建屋に命中した場合、原子炉や核燃料プールが破壊されるおそれがある。

<sup>48</sup>平成30年版 防衛白書

<http://www.mod.go.jp/publication/wp/wp2018/html/n12201000.html>

それぞれの基地を中心に直径 50 キロの円を描くと、いずれの原発もその円の中には入らない。大間原発も例外ではない。日本中、すべての原発には「PAC 3 の傘」がかかっていない。河野克俊統合幕僚長は記者会見で「なぜ原発を守らないのか」との質問に対し、「PAC 3 の保有数に限界があり、カバーできない」と穴があることを認めている。<sup>49</sup>

落下するのが弾道ミサイルではなく、航空機であった場合はどうだろう。米政府の原子力規制委員会（NRC）は 1992 年、時速約 800 キロで F4 戦闘機を、原発の壁を想定した鉄筋コンクリート壁に激突させる実験をした。戦闘機は破壊されても壁は壊れなかつたとされている。<sup>50</sup>

しかし、ドイツは福島第一原発の事故を受けて、ドイツ国内にある 17 基の原発すべての安全性を確認した。その結果、4 基は外壁が薄く小型機でも安全でないと判定した。大型旅客機の衝突に耐えられる原子炉はなかつた。<sup>51</sup>

この結果、ドイツ政府は 2011 年 6 月 6 日、国内にある原発 17 基の全廃を柱とする原子力法改正案を閣議決定した。原発の代替として風力発電などをこれまで以上に促進する再生可能エネルギー法案、エネルギー効率のよい送電網を整備する送電網法案なども決定。同年 7 月 8 日、すべての原発を廃止するための法律は議会で可決された。

わが国の原子力規制委員会が新たに定めた「実用発電用原子炉に係る新規制基準について」（2016（平成28）年2月17日更新）の中で「大規模な自然災害及びテロリズムその他の犯罪行為の発生も想定」の項目を新たに加えたのは、福島第一原発の事故で「想定外」の「レベル7」の事故が発生したからである。

新規制基準の中で「意図的な航空機衝突への対応」を実用発電用原子炉の設置者に対して求めている。ドイツ政府と同様、航空機衝突が原発に甚大な被害をもたらすおそれがあると判断したからこそ新規制基準を定めたと考えるほかない。

航空機の衝突でも原発は耐えられない。では、弾道ミサイルが与える被害はとの程度になるのだろうか。自衛隊幹部はスカッド C やノドンの弾頭に搭載できる爆薬が 500 キロから 700 キロと比較的、小さいことを理由に「住宅地に落下したら、破壊されるのはテニスコート一面分程度。ビルなら半壊でしょうか」と話す。<sup>52</sup>

建物が半壊すれば、原子炉や核燃料プールが破壊される可能性は大きい。原

<sup>49</sup> 「北朝鮮の脅威」のカラクリ、半田滋、岩波ブックレット)

<sup>50</sup> 原発にミサイル？ テロ？ 対策は行われている 石井孝明（経済・環境ジャーナリスト）、2017.9.21 <http://www.enercon.jp/topics/12132/>

<sup>51</sup> 2011 年 5 月 18 日東京新聞朝刊、原子炉緊急点検 対応措置は十分 独安全委

<sup>52</sup> 「北朝鮮の脅威」のカラクリ、半田滋、岩波ブックレット

子力規制委員会が弾道ミサイルの衝突に対する安全対策を求めていないのは、ひとたび弾道ミサイルが命中すれば、安全であり続けるはずがないからである。

### ③ なぜ大間原発が狙われるのか

津軽海峡に面した大間原発がテロ攻撃や弾道ミサイルによって破壊されれば、放射性物質が大量に流失し、日本海と太平洋をつなぐ「海の道」が事实上、封鎖される。

例えば、弾道ミサイルが落下する事態はもはや戦争である。日本、米国、韓国の3カ国は同盟・有効国関係にあり、また朝鮮戦争当時に設立され、現在も続く朝鮮国連軍には米国、韓国を含む18カ国が参加している。北朝鮮と戦う同盟・有効国の軍艦や民間船舶が津軽海峡を航行できないとなれば、これらの国々は大きなダメージを受ける。

強力な打撃力を持つ米空母が津軽海峡を通過できなければ、日本海入りを断念する事態も予想され、米軍の戦力投射能力は大きく減衰する。また日常物資を搭載した民間船舶も津軽海峡を迂回するようになり、日本の日本海側や韓国の海上物流が阻害されることになる。

日本は放射性物質の流出によって住民避難を余儀なくされ、戦争どころではなくなるだろう。日常生活を取り戻すまでには気の遠くなるような時間を要することは、福島第一原発の事故が証明している。

逆にいえば、北朝鮮にとって戦況を有利に運ぼうとすれば、津軽海峡封鎖につながる大間原発の破壊が上策のひとつである。

「なぜ津軽海峡に面した大間町に原発をつくってしまったのか」。攻撃を受け、破壊された大間原発を見ることになる人々は、大間原発の建設を後悔する結果になるだろう。

(※大間原発に対するテロ攻撃は「北朝鮮の脅威」に絞って論じたが、もちろん特殊部隊を持つのは北朝鮮軍だけではない。ロシア軍には2000人規模の特殊作戦軍があり、中国軍には陸海空の三軍にそれぞれ特殊部隊がある。また弾道ミサイルについては、ロシアが米国に次ぐ数の弾道ミサイルを保有し、中国も日本を攻撃できる弾道ミサイルを保有する。安倍首相が言う通り「日本を取り巻く安全保障環境がますます悪化している」とすれば、警戒するのは北朝鮮による攻撃のみに限定できない。ロシア、中国の動向はもちろん、国際テロ組織の動向も注視しなければならない)

## 6 まとめ

### ① 大間原発の地政的特性による危険性

これまで見てきた通り、大間原発は津軽海峡に面し、津軽海峡は特定海峡であることから海外船舶が数多く通過する。監視対象外の小型船舶の往来も自由に行われている。特定海峡から大間原発までは約5.6キロしか離れておらず、特定海峡から離れて領海に侵入し、大間原発まで接近しようとすれば1時間程度で到達する。

テロ攻撃を企図する者が、特殊な訓練を積んだ工作員を送り込むことは容易な距離といえる。夜陰や津軽海峡で多く発生する霧に隠れて接近、上陸したとすれば、発見するのは至難の技というほかない。

また潜水艦の潜水航行を容認する特定海峡の特性を利用して、工作員を乗せた潜水艦が特定海峡から領海へと潜水したまま侵入したとしても、発見して対処することは簡単ではない。

それはみてきた通り、韓国で発生した「江陵（カンヌン）事件」が証明している。北朝鮮の潜水艦から韓国の江陵に上陸して逃走した15人のうち、13人を殺害し、1人を逮捕するまで韓国政府は49日間を要した。しかも工作員1人の消息は現在に至るまで不明のままである。

逮捕された工作員は「他国に侵入しようとなれば、例え5キロ置きに警備兵がいても潜入できる」と断言。この言葉を裏付けるように陸上自衛隊でテロ攻撃の訓練を指揮した1佐は「ローラー作戦でも発見できる敵は3割にすぎなかつた」と話している。

現に我が国には、北朝鮮による拉致と認定された17人の拉致被害者は、10カ所の海岸から上陸した工作員によって連れ去られた。

津軽海峡が特定海峡に面するという特殊性を持つことにより、テロ攻撃を容易にしている。また北朝鮮は弾道ミサイルを数百発も保有することから、朝鮮半島で戦端が開かれた場合、津軽海峡の封鎖と日本国内の混乱を同時に企図できる大間原発の破壊は、攻撃する側からすれば上策となるのである。

## ② 不可避の被害

大間原発は完成後、東通原発を警護する青森県警の原発特別警備隊が警護することになる。およそ15人とみられる原発特別警備隊が常駐し、テロ攻撃の初動に対処する。テロ攻撃に対する応援として次には青森市から現発銃器対策部隊が駆けつけ、警視庁や北海道警からSATも派遣される。

しかし、これら警察が装備するのは小銃、機関銃、拳銃といった小火器に限定される。原発破壊を狙った工作員がロケット砲、重機関銃、爆弾などの重火器で武装していれば、いかなる警察の部隊も対処できない。

政府の行政上の危機管理体制は整っているものの、行政レベルで派遣を命令できる警察の武装そのものが脆弱である以上、どれほど迅速な派遣を命じたと

しても原発防護の実を挙げることはできない。

工作員が上陸する前の段階では、海上保安庁の巡視船艇による海域監視が実施されているが、警戒を固める海域を避けて別の海岸から上陸すればよいだけの話であり、用意周到に大間原発まで接近する工作員たちの上陸を未然防止することは困難である。

「最後の防波堤」となるのが自衛隊である。自衛隊が武装しての出動できるは、防衛出動、治安出動などに限定され、原発攻撃などのテロ攻撃は治安出動の対象となり得る。しかし、治安出動の発令までには「間接侵略その他の緊急事態」が発生し、警察による対応が困難であることが明白になるという時間的経過を経る必要がある。さらに国家安全保障会議の決定に続いて閣議決定が不可欠だから、この間に原発へのテロ攻撃は続き、「手遅れ」となる事態が想定される。

大間原発に限らず、原発破壊を目的とするテロ攻撃に対する我が国の対処方針は「穴だらけ」といわざるを得ない。自衛隊による恒常的な原発警備を認め自衛隊法の改正がなければ、効果的なテロ対策は実現しない。

仮に自衛隊法が改正されたとしても、人員を選定して装備を購入し、原発警備隊を編成して訓練を重ね、万全の体制とするまでには相当の年月を要する。現状では原発警護のための自衛隊法の改正を求める政党はなく、安倍内閣に法改正の予定があるとの報道もない。

現状のまま大間原発を完成させ、稼働を開始すれば、国際情勢の変化により、いつでもテロ攻撃の標的となり得るのは明らかである。

以上

※本鑑定意見書では日本国内で起きた事柄は西暦、元号を併記した。参考資料は、行数を抑えるため西暦のみとした。海外での事柄はすべて西暦のみとした。

半田 滋（はんだ・しげる）

1955年（昭和30）年栃木県宇都宮市生まれ。東京新聞論説兼編集委員、獨協大学非常勤講師、法政大学兼任講師

### 主な著作

『自衛隊 vs. 北朝鮮』・2003年8月・新潮新書

『闘えない軍隊—肥大化する自衛隊の苦悶』・2005年8月・講談社+α新書

『「戦地」派遣一変わる自衛隊』・2009年2月・岩波新書＝2009年度日本ジャーナリスト会議（J C J）賞受賞

『ドキュメント防衛融解—指針なき日本の安全保障』・2010年7月・旬報社

『3. 11後の自衛隊—迷走する安全保障政策のゆくえ』・2012年7月・岩波ブックレット

『集団的自衛権のトリックと安倍改憲』・2013年7月・高文研

『日本は戦争をするのか—集団的自衛権と自衛隊』・2014年5月・岩波新書

『Q&Aまるわかり集団的自衛権』・2014年8月・旬報社

『僕たちの国の自衛隊に21の質問』・2014年10月・講談社

『零戦パイロットからの遺言—原田要が空から見た戦争』・2016年9月・講談社

『北朝鮮の脅威』のカラクリ』・2018年3月・岩波ブックレット

『検証 自衛隊・南スーダンPKO—融解するシビリアン・コントロール』・2018年8月・岩波書店

### 主な共著

『秘密保護法は何をねらうか』・清水正彦、台宏士・2013年12月・高文研

『ハンドブック集団的自衛権』・浦田一郎、前田哲男・2013年5月・岩波ハンドブック

『改憲と国防』・柳澤協二、屋良朝博・2013年7月・旬報社

『集団的自衛権の何が問題か 解釈改憲批判』・奥平康弘、山口二郎編・2014年7月・岩波書店

『Q&Aで読む日本軍事入門』・前田哲男、飯島滋明編・2014年7月・吉川弘文館

『虚像の抑止力—沖縄・東京・ワシントン発』・柳澤協二、屋良朝博、マイク

モチヅキ、猿田佐世・2014年8月・旬報社  
『徹底議論！集団的自衛権で日本を滅ぼしてもいいのか』・川口創・2015  
年2月・合同出版  
『シリーズ日本の安全保障2　日米安保と自衛隊』・遠藤誠治責任編集・20  
15年3月・岩波書店  
『安保法制の何が問題か』・杉田敦・長谷川恭男編・2015年9月・岩波書  
店

